明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準（環境四四）　一

告示

○環境省告示第四十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年四月七日　　環境大臣　松本　龍

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の規定に基づき排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準は、同欄に掲げる廃棄物ごとにそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

廃棄物	排出海域	排出方法
東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第四号イ(3)に掲げる廃棄物であって、この告示の公布の際現に次に掲げる場所に所在するもの 一　宮城県石巻市大宮町二丁目一番地十六 二　宮城県石巻市門脇町三丁目一番二十八号 三　宮城県石巻市川口町一丁目一番二号 四　宮城県石巻市川口町一丁目四番二十七号 五　宮城県石巻市川口町一丁目六番六十二号 六　宮城県石巻市川口町一丁目七番十六号 七　宮城県石巻市川口町二丁目一番五十九号 八　宮城県石巻市川口町二丁目一番七十二号 九　宮城県石巻市川口町二丁目五番一号 十　宮城県石巻市川口町二丁目五番二十号 十一　宮城県石巻市幸町一番地三十三 十二　宮城県石巻市幸町二番地二十九 十三　宮城県石巻市幸町三番地二十四 十四　宮城県石巻市魚町一丁目四番三号	上欄第一号から第七十八号まで及び第百五十六号から第百六十七号までに掲げる場所に所在するものにあっては北緯三十八度四十二分四十八分四十六秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の海域、同欄第七十九号から第百五十五号までに掲げる場所に所在するものにあっては北緯三十八度五十一分二十五秒東経百四十三度三分三十秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）別表第二号下欄に掲げる方法